

令和7年度

労働行政のあらまし

～地域とともに「徳島ではたらく」を支える～

徳島労働局は、厚生労働省の徳島県における総合労働行政機関として、県民の皆様が豊かでいきいきと働くことのできる社会を目指し、地域の活性化に貢献してまいります。

令和7年度、徳島労働局が取り組む重点施策を中心に取りまとめました。

皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

目次

令和7年度における徳島労働局の重点施策

- 最重点施策
 - 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援 …… 1
 - 人材確保の支援の推進 …… 1
- 基本となる施策
 - リ・スキリングによる能力向上支援 …… 3
 - 労働移動の円滑化 …… 3
 - 多様な人材の活躍促進 …… 4
 - 職場環境改善に向けた取組 …… 6
- 徳島労働局の組織と仕事 …… 8
- 労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の管轄等 …… 9



鳴門の渦潮（鳴門海峡）



徳島労働局
労働基準監督署
公共職業安定所
（ハローワーク）



徳島労働局 HP

令和7年度における徳島労働局の重点施策

地域とともに「徳島ではたらく」を支える

最重点施策

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、 非正規雇用労働者への支援

- (1) 中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援
- (2) 最低賃金制度の適切な運営
- (3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底
- (4) 非正規雇用労働者の処遇改善

人材確保の支援の推進

- (1) ハローワークのマッチング機能の強化等
- (2) 人手不足対策
- (3) 雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応
- (4) 雇用保険受給者の早期再就職支援等

基本となる施策

リ・スキリングによる能力向上支援

労働移動の円滑化

多様な人材の活躍促進

職場環境改善に向けた取組

◎ 最重点施策

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

(1) 中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

最低賃金・賃金の引上げについては、県内の中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが重要となります。そのため、業務改善助成金等の活用促進、徳島働き方改革推進支援センターによる支援等を行います。

あわせて、賃金引上げに関する支援措置を実施する徳島県をはじめとする関係機関と連携し地域が一体となった環境整備に取り組めます。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度の適切な運営に向けて、徳島地方最低賃金審議会の円滑な運営を図るとともに、最低賃金額の改正等については、あらゆる機会を通じて周知を図ります。また、最低賃金の履行確保を重点とした監督指導等を行います。

徳島県内で適用される最低賃金

件 名	時間額	発効日
徳島県最低賃金	980円	令和6年11月1日

(3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

同一労働同一賃金の遵守の徹底のために、各種説明会等で周知を積極的に行います。また、労働基準監督署における定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、雇用環境・均等室による報告徴収又は職業安定部による指導監督につなげるとともに、支援策の周知や企業の自主的な取組を促します。

(4) 非正規雇用労働者の処遇改善

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員（多様な正社員を含む）への転換に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために令和5年10月に新設した「社会保険適用時処遇改善コース」のほか、「正社員化コース」、「賃金規定等改定コース」をはじめとした各コースの周知、活用勧奨等を実施します。

2 人材確保の支援の推進

(1) ハローワークのマッチング機能の強化等

人口減少による労働供給制約がより一層深刻さを増す中、求職者と企業とのマッチングを推進するため、特に課題を抱える求職者に対しては、求職者担当者制による個別支援など、課題解決型のきめ細かな就職支援を行います。

また、各種就職支援サービスのオンライン化・デジタル化を推進するとともに、SNSを活用した広報にも取り組み、多様化する求職者のニーズに柔軟に対応できるよう、ハローワークの利便性並びにサービスの質の向上を図ります。



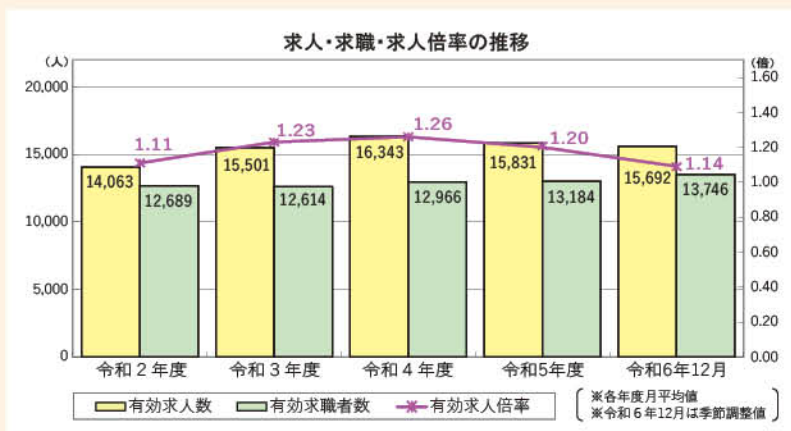
徳島労働局職業安定課 公式LINE

求人者に対しては、事業所訪問等により事業所情報の把握に努め、求人充足に資するよう企業をPRするほか、求人者支援セミナー等の実施、労働市場や求職者目線の情報提供など事業所支援を拡充し、求人確保と求人充足に繋げていく取組を進めます。

(2) 人手不足対策

医療・介護・保育・建設・運輸・保安分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図るとともに、ハローワーク徳島の「人材確保対策コーナー」を中心に、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。加えて、上記以外の分野についても、引き続き求人の質的確保及び充足支援に取り組めます。

また、人材を確保するためには、事業主等による雇用管理改善等の取組を通じて「魅力ある職場」を創出し、現在就業している従業員の職場定着等を高めることが必要であることから、事業主等による雇用管理改善等の取組に対する助成金（人材確保等支援助成金）や社会保険労務士等を活用した雇用管理改善のコンサルティング等の周知を行うことにより、職場定着等を促進し、人材の確保を図ります。



(3) 雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応

雇用仲介事業については、「法令遵守徹底のためのルールと施行の強化」の観点から、お祝い金・転職勧奨禁止が職業紹介事業の許可条件に追加され、また募集情報等提供事業にて労働者の登録から就職・定着までの全ての過程における金銭等の提供が原則禁止となりました。さらに、「雇用仲介事業のさらなる見える化の促進」の観点から、職業紹介事業者の手数料実績の公開義務化と、募集情報等提供事業者の利用料金・違約金規約の明示が義務となりました。職業紹介事業の許可条件化は令和7年1月1日から、それ以外は令和7年4月1日からの施行となっており、適切に履行されるよう、取り組めます。

あわせて、令和5年2月に労働局に設置した『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』において、相談窓口に寄せられた情報を基に必要な対応を行うとともに、窓口の周知に努めます。

(4) 雇用保険受給者の早期再就職支援等

定期的にハローワークに来所する雇用保険受給者については、ハローワークの雇用保険担当・職業紹介担当が連携を密に取り、求職に関するニーズを適切に把握した上で、能動的かつ積極的にアプローチを行い、早期再就職に向けた支援を実施します。

また、自己都合離職者が教育訓練を受けた場合の給付制限の解除、保育所に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長手続き、高年齢者雇用継続給付の支給率変更など、令和7年4月から変更となった雇用保険制度の改正内容について、利用者へ丁寧な説明を行うとともに、引き続き周知に取り組めます。

◎ 基本となる施策

3 リ・スキリングによる能力向上支援

(1) 公的職業訓練とデジタル推進人材の育成支援

労働者の学び・学び直しを支援するため、公的職業訓練については、徳島県と共催する地域職業能力開発協議会において、訓練効果を把握・検証し、地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースを設定します。特にデジタル分野の公的職業訓練については訓練コースの設定促進に努めるとともに、ハローワークにおける適切な受講勧奨によりデジタル分野の訓練受講につなげ、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野の再就職の実現を図ります。

(2) 人材開発支援助成金による人材育成の推進

企業の取組に対しては、人材開発支援助成金の活用により、労働者の主体的な学び直しを支援します。特に、令和8年度までの期間限定助成である、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスキリング支援コース」の県内企業への積極的な活用勧奨を引き続き行うとともに、デジタル分野の訓練での活用促進にも取り組みます。

4 労働移動の円滑化

(1) 「job tag」や「しょくばらぼ」の活用による労働市場情報の見える化の促進

円滑な労働移動を実現するため「労働市場情報の見える化」を進め、マッチング機能の強化を図ることが重要であるため、「job tag（職業情報提供サイト）」の積極的な周知を行い、job tagを活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めます。また、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」及び「しょくばらぼ（職場情報総合サイト）」の利活用等の周知を行います。

(2) ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等

ハローワークにおける職業相談・紹介業務について、Web会議サービスを活用したオンラインによる業務を実施可能とし、来所困難者等を対象とした雇用保険のオンライン失業認定については、行政サービスの向上の観点からハローワークにおいて適切な運用を進めます。また、ハローワーク職員に対し、リ・スキリング支援（IT資格、介護職員初任者研修等）に関する研修等やキャリアコンサルタントの資格取得を促進するとともに、キャリアアップや転職に向けた相談支援（リ・スキリングの勧奨を含む）を充実させます。

(3) 地域雇用の課題に対応する取組の支援

「雇用対策協定」の締結を更に推進することにより、国と地方が一層連携して地域の実情に応じた雇用対策を行います。また、市町村等が地域の特性を生かして実施す

る地域雇用活性化推進事業について、応募可能地域における応募勧奨など適切な支援を行います。

あわせて、東京圏及び大阪圏を中心に、徳島県での就職を希望する方にハローワークの全国ネットワークを活用した職業紹介や生活関連情報の提供等を一体的に行い、求職者の個々のニーズに応じた支援を行います。

5 多様な人材の活躍促進

(1) 多様な人材の活躍促進

① 高齢者の就労・社会参加の促進

ア 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の70歳雇用推進プランナーとの効果的な連携のもと、事業主と接する機会を捉えて、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図ります。

イ 65歳以上の再就職支援については、ハローワーク徳島、ハローワーク鳴門に設置する「生涯現役支援窓口」を中心に、高年齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計や効果的なマッチング支援に重点的に取り組みます。

② 障害者の就労促進

ア 令和8年7月からの法定雇用率の更なる引上げ等が行われる予定であり、今後、雇用率未達成企業が増加する可能性があることから、除外率設定業種や新たに雇用義務が生じる企業へ早期の周知・啓発を実施し、障害者の計画的な雇入れを促進します。特に、「障害者雇用ゼロ企業」や障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援等を実施します。

イ 精神障害者、発達障害者、難病患者の就労支援について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど、多様な障害特性に応じた支援を推進します。特に、発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等に関しては、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を実施するとともに、難病患者である求職者に関してはハローワークと難病相談支援センター等との連携による就労支援を行います。

③ 就職氷河期を含む中高年層へ向けた就労支援

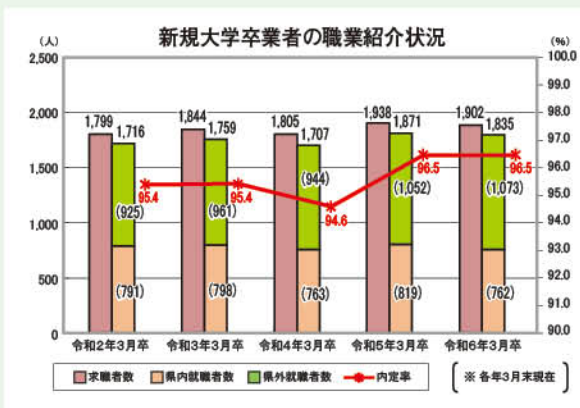
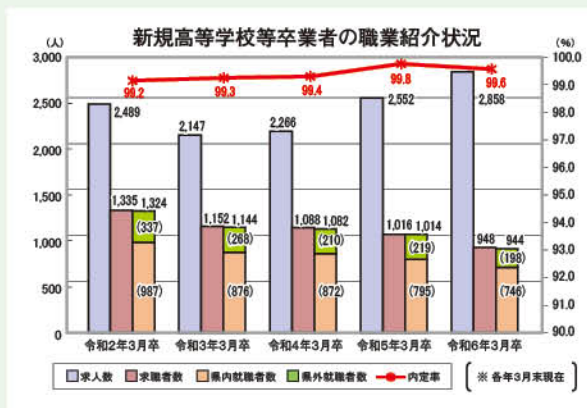
就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者向けの専門窓口をハローワーク徳島に設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援等について、専門の担当者のチーム制により就職から職場定着まで一貫した支援を行います。

④ 若者・新規学卒者の支援

深刻な人手不足を背景に採用活動の早期化が年々進む中で、就職活動の動き出しが早い学生と遅い学生の二極化が顕著になっている実態を踏まえ、学生生活のでき

る限り早期から、新卒応援ハローワーク等の支援内容の周知を図り、学校や関係機関と連携し新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターによる担当者制のきめ細やかな個別支援を行います。

また、発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等に関しては就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を行います。



(2) 女性活躍推進に向けた取組促進等

報告徴収等の実施により、男女雇用機会均等法及び女性活躍推進法の着実な履行確保を図ります。特に、常時雇用する労働者数 301 人以上の事業主に義務付けられている男女の賃金の差異に係る情報公表等が徹底されるよう努めます。

(3) 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

① 仕事と育児・介護の両立支援

育児・介護休業法の改正について、説明会の開催等あらゆる機会を活用して周知を行うとともに、事業主等に対する両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児・介護が両立できる職場環境の整備を図ります。

また、労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行います。

② 適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進

テレワークは育児・介護と仕事との両立、ワーク・ライフ・バランスの向上、働き方改革の促進等につながる働き方であり、育児・介護休業法の改正により、育児・介護のためのテレワークの導入が努力義務化されたことも踏まえ、引き続き、様々な機会を捉え、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知を行います。あわせて、関係機関・団体と連携し、適正な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入・定着促進を図ります。

(4) フリーランスの就業環境の整備

フリーランス・事業者間取引適正化等法について、フリーランスやフリーランスに業務を委託する発注者等に対し周知啓発を行うとともに、フリーランスから就業環境の整備違反に関する申出があった場合には、速やかに申出内容を聴取し、発注者に

対する調査、是正指導等を行うなど、同法の着実な履行確保を図ります。

また、フリーランスから発注者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

6 職場環境改善に向けた取組

(1) 安全で健康に働くことができる環境整備

① 長時間労働の抑制

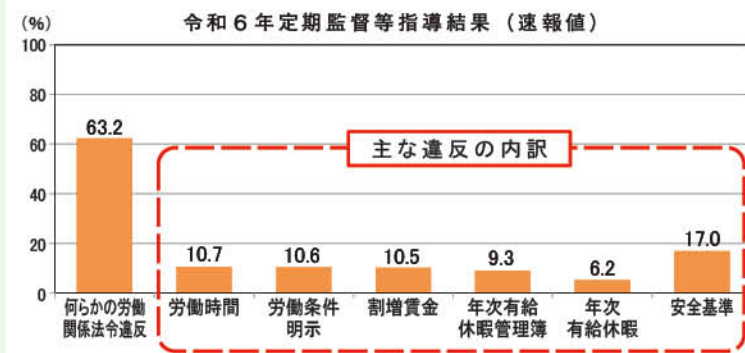
ア 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対する監督指導を引き続き実施します。

イ 建設業、自動車運転者など令和6年度適用開始業務等に係る時間外労働の上限規制適用の遵守のため、取引関係者、また国民全体の理解を得ていくことが重要であることから、関係省庁や関係団体とも連携し、必要に応じて取引関係者への要請を行う等、引き続き丁寧な周知を行います。

② 労働条件の確保・改善対策

事業場における基本的労働条件の枠組及び管理体制の確立・定着のために、監督指導等により労働基準関係法令の遵守の徹底を図り、特に中小企業等に対しては、企業が置かれた状況等を踏まえて丁寧な対応に努めます。

重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。



③ 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

「徳島第14次労働災害防止推進計画」に基づき、以下の取組を実施します。

ア 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことの必要性や意義等について、積極的に周知啓発を図ります。

イ 転倒・腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害の防止のため、転倒・腰痛災害の発生状況等の周知、企業における自主的活動への支援等の取組を進めます。

ウ 高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けて、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）等の周知を図ります。

エ 化学物質製造時等のリスクアセスメントとその結果に基づく自律的なばく露低

減措置の実施等の新たな化学物質規制について、周知やきめ細やかな指導を行います。

また、石綿含有建材の事前調査報告や石綿ばく露防止措置等の徹底を指導します。

オ 建設業、陸上貨物運送業、製造業及び林業を重点業種として、各種の法律改正事項、ガイドラインに基づく労働災害防止対策の徹底を図ります。

カ メンタルヘルス対策等の適切な実施の指導、中小企業等による産業保健活動の支援、治療と仕事の両立支援の取組、熱中症予防対策の推進等、労働者の健康確保対策を推進します。

キ 外国人労働者にも理解しやすい視聴覚教材等の周知や外国人労働者に多い労働災害の対策を視覚的に示す安全表示等の活用促進により、外国人労働者の労働災害防止対策を推進します。



安全バトロール

④ 労災保険給付の迅速・適正な処理

被災者等の早期救済を図るため、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期します。

(2) 総合的なハラスメントの防止

① 総合的なハラスメント防止対策の推進

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産ハラスメント等、職場におけるあらゆるハラスメント防止措置を講じるよう企業に対する指導、周知等を行います。

② カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進

カスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用して、企業の取組を促します。

また、就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図ります。

7 地域と連携した雇用政策の展開

中小企業・小規模事業者における働き方改革、賃金引上げに向けた環境整備及び地域における若者や非正規雇用労働者等の労働環境等の改善に向けて、適切な時期に地方版政労使会議である「徳島雇用政策協議会」を徳島県と合同で開催し、地域における取組について情報共有するとともに、関係者間での機運の醸成に努めます。

徳島労働局の組織と仕事

〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎

総務部

総務課 (4階)
TEL 088-652-9141 予算、決算及び会計、職員の人事、給与、研修、情報公開など

労働保険徴収室 (1階)
TEL 088-652-9143 労働保険の適用、労働保険料等の徴収など

雇用環境・均等室

TEL 088-652-2718 (4階)
働き方改革推進、女性の活躍推進、総合労働相談、ワーク・ライフ・バランスの推進、個別労働紛争解決、広報、局内の総合調整など

総合労働相談コーナー
TEL 088-652-9142 労使からの各種労働相談にワンストップで対応など

労働基準部 (1階)

監督課
TEL 088-652-9163 法定労働条件の確保、監督指導・司法事件の総合調整など

健康安全課
TEL 088-652-9164 労働災害防止、労働者の健康確保、職場環境の改善など

賃金室
TEL 088-652-9165 最低賃金・最低工賃の決定、賃金統計調査など

労災補償課
TEL 088-652-9144 労災保険給付、被災労働者の社会復帰対策など

職業安定部 (4階)

職業安定課
TEL 088-611-5383 職業紹介、職業指導、雇用保険給付、新卒者の雇用対策など

雇用保険電子申請事務センター
TEL 088-638-8609 (ハローワーク徳島内) 雇用保険被保険者に関する業務、雇用継続給付等の電子申請の審査事務など

需給調整事業室
TEL 088-611-5386 労働者派遣事業及び民間職業紹介事業の指導監督など

職業対策課
TEL 088-611-5387 障害者・高齢者・外国人の雇用対策、地域対策、雇用管理の改善、各種助成金による雇用支援など

助成金センター TEL 088-622-8609 (第2地方合同庁舎) 各種助成金の支給事務など

訓練課
TEL 088-652-9145 求職者支援制度及び公共職業訓練など

労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の管轄等

● 労働基準監督署（各署に総合労働相談コーナーがあります）

署 名	郵便番号・所在地	電話番号	管轄区域
徳 島	〒770-8533 徳島市万代町3丁目5 徳島第2地方合同庁舎1階	TEL 088-622-8138	徳島市 小松島市 吉野川市 名東郡 名西郡 勝浦郡
鳴 門	〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字馬目木119-6	TEL 088-686-5164	鳴門市 阿波市 板野郡
三 好	〒778-0002 三好市池田町マチ2429-12	TEL 0883-72-1105	三好市 美馬市 三好郡 美馬郡
阿 南	〒774-0011 阿南市領家町本荘ケ内120-6 阿南労働総合庁舎3階	TEL 0884-22-0890	阿南市 那賀郡 海部郡

● 公共職業安定所（ハローワーク）

所 名	郵便番号・所在地	電話番号	管轄区域
ハローワーク徳 島	〒770-0823 徳島市出来島本町1丁目5	TEL 088-622-6305	徳島市 名東郡 名西郡 ※管轄に関わらず ご利用いただけます。
事業主支援コーナー (徳島労働局助成金センター)	〒770-8533 徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎3階	TEL 088-622-8609	
駅 の ハ ロ ー ワ ー ク	徳島新卒応援 ハローワーク	TEL 088-623-8010	
	マザーズコーナー とくしま	TEL 088-611-1211	
	とくしま求職者 総合支援センター	TEL 088-622-6372	
ハローワーク小松島 (徳島公共職業安定所小松島出張所)	〒773-0001 小松島市小松島町外開1-11 小松島みなと合同庁舎1階	TEL 0885-32-3344	小松島市 勝浦郡
ハローワーク三 好	〒778-0002 三好市池田町マチ2429-10	TEL 0883-72-1221	三好市 三好郡
ハローワーク美 馬	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字東分5	TEL 0883-52-8609	美馬市 美馬郡 阿波市のうち阿波町
ハローワーク阿 南	〒774-0011 阿南市領家町本荘ケ内120-6 阿南労働総合庁舎1階	TEL 0884-22-2016	阿南市 那賀郡
ハローワーク牟 岐 (阿南公共職業安定所牟岐出張所)	〒775-0006 海部郡牟岐町大字中村字本村52-1	TEL 0884-72-1103	海部郡
ハローワーク吉野川	〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島388-27	TEL 0883-24-2166	吉野川市 阿波市 (阿波町を除く)
ハローワーク鳴 門	〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字権現12	TEL 088-685-2270	鳴門市 板野郡

労働局・労働基準監督署・公共職業安定所 所在地 (ハローワーク)

